

政令・規則事項について 業界団体等から寄せられた実態・意見

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会
事務局説明資料

※本資料は、第5回「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」（令和5年10月30日開催）の資料2を再掲するものである。

本資料の構成

1. 業界団体等から寄せられた御意見等のまとめ

⇒ 5～8ページ

- 下記2～3のまとめ

2. 本検討会におけるヒアリングでの御意見等（概要）

⇒ 9～19ページ

- 本検討会におけるヒアリング（第2回～第4回検討会）に御対応いただいた業界団体等から聴取した実態・意見
 - 詳細は ⇒ 第2回～第4回検討会の各資料及び議事要旨 を参照

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等

⇒ 20～39ページ

- 本検討会でのヒアリング（第2回～第4回検討会）に御対応いただいた業界団体等以外の団体から聴取した実態・意見

ヒアリングの概要

- ✓ 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省が共同で、各業界団体等からのヒアリング及び意見交換を実施。
 - 各業界における取引実態のほか、政令・規則委任事項に関する意見等について聴取
 - 政令・規則委任事項の一覧については、⇒4ページを参照
 - 7月下旬から9月下旬にかけて、合計45者から実施（うち9者については、本検討会でも併せてヒアリングを実施）
 - ヒアリング先の業界は、主に、出版・イラスト・漫画業界、映画・放送・アニメ業界、芸能業界、IT業界、スポーツ業界、運送業界、建設業界等
 - 各業界団体等が「どの“立場”から」実態・意見を述べたかの分類は次のとおり

発注事業者		フリーランス		計
特定業務委託事業者	業務委託事業者 (特定業務委託事業者を除く。)	特定受託事業者		
31	7	17		45

※ “立場”の分類は、ヒアリング・意見交換の結果を踏まえ、事務局が便宜的に分類したものである。
 なお、各団体やその構成事業者の“立場”には重複があり得るため、合計は一致しない。

政令・規則委任事項一覧（「取引の適正化」関係部分）

- ✓ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、以下の事項についての具体的な規定は、**政令・公正取引委員会規則に委任**されている。

根拠条項	政令・規則事項	委任先
法第2条第4項第4号	法定されているもの（プログラム、映像・音響、文字・図形・記号等）以外の情報成果物	政令
法第3条第1項【⇒①】	業務委託した際に明示しなければならない事項	規則
法第3条第1項かっこ書【⇒③】	電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法	規則
法第3条第2項本文【⇒④】	書面交付請求があった際の交付方法	規則
法第3条第2項ただし書【⇒⑤】	書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合	規則
法第4条第3項【⇒⑥】	再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項	規則
法第5条第1項柱書【⇒②】	禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間	政令
（法第10条において準用する独占禁止法第70条の6）	（送達に関する規定）	（規則）

※「就業環境の整備」関係部分を除く。

① 業務委託した際に明示しなければならない事項（法第3条第1項）

- 主に発注側の立場から、明示事項についてはできるだけ簡素なものにしてほしいとの意見があった。また、フリーランスが発注側となることにも留意して検討すべきとの意見があった。
- 主に受注側の立場から、トラブルの未然防止のために、明示事項についてはできるだけ充実させたものにしてほしいとの意見があった。他方で、発注事業者は自らに有利な契約書を用意する傾向にあるところ、明示事項が細かく規定されると、発注事業者にも有利な契約条件が増えかねないことにも留意が必要であるとの意見があった。
- 既に下請法上の書面交付義務に対応している業界や、契約書・発注書面のひな形を活用している業界から、明示事項については、下請法上の書面交付の記載事項や業界の慣行と揃える、又はその範囲内のものとしてほしいとの意見があった。
- 個別の事項については、主に次のような意見があった。
 - ✓ 知的財産権（著作権等）の帰属に関する事項について、明示事項に含めてほしい。
 - ✓ 諸経費の扱いに関する事項について、明示事項に含めてほしい。
 - ✓ やり直しが生じ得る場合には、その条件・範囲について、明示事項に含めてほしい。
 - ✓ 契約の解約時の報酬の取扱い等について、明示事項に含めてほしい。

② 禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間（法第5条第1項柱書）

- 業務委託の期間は、その業務の内容によって様々であることから、政令で定める期間の設定に関して、具体的な意見は少なかった。
- 主に受注側の立場から、多くの取引が禁止事項の規定の対象となるよう、期間は短く設定してほしいとの意見があった（例えば1か月等）。他方、検討に当たっては、対象となるフリーランス取引が多くなる結果、フリーランスへの発注控えにつながらないように留意すべきとの意見があった。
- 主に発注側の立場から、取引先が特定受託事業者か否かによって対応を変えることはなく、禁止事項の対象か否かによっても対応は変えないとの意見があった。また、基本契約は締結しているものの長期間個別の業務委託を行っていない取引先については、基本契約の期間を業務委託の期間として算定しないようにしてほしいとの意見があった。

- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

- メールにより発注するという慣行は広く普及しているとして、メールでの明示を認めることについて、発注側・受注側ともに反対する意見はみられなかった。
- SNS等により発注するという慣行は広く普及しているとして、SNS等での明示を認めることについて、発注側・受注側ともに賛成する意見が多くみられた。
- SNS等での明示の方法については、発注側・受注側ともに、ダウンロードできるものではなくとも画面のスクリーンショットを撮ればよいとの意見が多くみられた。他方で、メッセージを削除できるSNS等での明示を認めることについては、懸念する意見もみられた。
- 発注側の事業者の立場からは、インターネット上で業務委託を受けることが前提となっている業務については、「書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合」に含まれるようにすべきとの意見があった。

⑥ 再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項（法第4条第3項）

- 再委託の場合の例外的な支払期日が適用されるための明示事項についての意見はほとんどみられなかった。
- 発注側の立場からは、明示事項は法律で例示されている事項（再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日）のみでよいとの意見や、元委託者との間で契約書が交わされていないことも多いという実態にも配慮して検討してほしいとの意見があった。

① 業務委託した際に明示しなければならない事項（法第3条第1項）

一般社団法人日本アニメーター・演出協会（第2回検討会資料から抜粋）

- トラブルを未然防止する観点では、多くは、業務内容をどのくらい細かく事前に双方で共有できるかにかかってくる。ただし、（略）そのとおりにならなかった場合の対応について、事前に話し合い、ある程度取り決めることが必要かと思う。だが、アニメの制作工程では、（略）事前に明文化するのもまた難しい点であると感じる。
- 「原画作業」、「演出作業」、「絵コンテ作業」など（略）アニメの場合その内実は非常に抽象度が高い。成果物が発注内容を満たしているのか明確な判断をする事が非常に難しい。ゆえに受託者に責が無いような受領拒否・やり直しも起こりがちと思う。発注内容についての合意をどのように作っていけるかが重要。（略）

協同組合日本イラストレーション協会（第2回検討会資料から抜粋）

- （略）請負業務契約書には「話し合いをしながら仕様を定めていきましょう」といった趣旨の事項のみを定め、作業途中で見積を取り直すなどしながら報酬を決定することもある。
- 一方的な契約変更や解除がなされないために「契約変更」「契約解除」を明示すべき。
- 契約締結においては、一方的ではなく双方協議により成立させる意識の徹底をお願いしたい。

全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会（第2回検討会資料から抜粋）

- 【考え方】明示事項が多すぎると客離れや業務の煩雑化につながるおそれがあるためできるだけシンプルに。特に組合員間取引では組合員が業務委託事業者になることがあるためシンプルにしたい。但しフリーランスを庇護する有効な内容であることも肝要。
- 【具体的方法】下請法の「三条書面」をベースに、シンプルな明示事項に関するルール作りを進める。運送事業者が運用している「約款」を参考に、シンプルにしたことで足りない事項を補完する。

① 業務委託した際に明示しなければならない事項 (法第3条第1項)

全国建設労働組合総連合 (第3回検討会資料から抜粋)

- 既に建設業法 (第19条、20条) で見積り、契約時における明示事項、書面契約の原則等が規定されている。基本的には建設業法に準拠した項目が適切と考える。(略)

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 (第3回検討会資料から抜粋)

- フリーランスとの取引に係る基本契約と個別契約が存在し、双方が業務委託契約を構成している場合には、個別契約が成立した時点において、基本契約と個別契約を総合的に見て所定事項が明示されていれば、3条1項の明示義務を履行していると認められる旨、明示いただきたい。
- 報酬額の確定報酬額の確定に関して、少額の委託を頻繁に行う業種においては、最終的な報酬額が事前に提示した想定報酬額を下回らない限り、かつ一定の予見可能性を確保できれば、個別の配達員との協議は不要とする例外を検討いただきたい。

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク (第3回検討会資料から抜粋)

- (略) 多くのフリーランス・個人会社が保護対象になると共に、発注側として義務を負うことにもなる。(略) 制度の認知は全く進んでおらず、契約書の習慣・習熟度も総じて低く、混乱が危惧される。
- (略) クリエイティブ作業はゴールを共に作り上げて行く非定型業務が多く、「約款」での一律規制も望ましいとは限らない/容易ではない。
- 実態に基づいて無理がなく、かつわかりやすいシンプルな記載事項のルール化が望まれる。

① 業務委託した際に明示しなければならない事項 (法第3条第1項)

一般社団法人ITフリーランス支援機構 (第4回検討会資料から抜粋)

- 再委託の場合は、下請法3条書面に規定されている内容を明示しているケースが多い。(例：発注事業者・受注事業者の名称、契約期間、作業場所等)
- 上記の内容以外にも、著作物の取り扱いや再委託に関する取り決め等の記載もみられる。

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会 (第4回検討会資料から抜粋)

- ①具体的なサービスの内容
(略) どこまでの範疇を期待するのかを出来るだけ明確にしておきたい。
- ②契約期間及び指導する回数や時間
(略) 時間外での活動が多くなる例もある。
- ③料金及び付帯費用の負担、その支払い方法・期日、キャンセルについて
指導料以外に交通費、宿泊費、食事代その他、選手の身体のケアのための簡易型ベッドが必要であったり、消耗品や測定機器などの購入が必要な場合は可能な限り明記できるとよい。
またキャンセルとなった場合の補償なども決めておきたい。

協同組合日本脚本家連盟 (第4回検討会資料から抜粋)

- 発注書、契約書は業務完了後に交付されるケースもある
- 発注者が取得する権利(著作物を利用できる範囲等)の明示を義務化すべき

2. 本検討会におけるヒアリングでの御意見等 (概要)



② 禁止事項 (法第5条) の規制対象となる業務委託の期間 (法第5条第1項柱書)

一般社団法人日本アニメーター・演出協会 (第2回検討会資料から抜粋)

- 仕事内容や量によって千差万別。数時間や数日の場合もあれば、数年に及ぶこともある。
- (略) 比較的高い技能を有するアニメーターが、“拘束料”と呼ばれる一定の経済的対価を一定期間にわたって受領する見返りとして、特定の作品制作について期間中、優先的に対応することを約する (略) 拘束期間中の作業に対し、拘束料とは別に対価が支払われるか否かは、何れの場合もある。

協同組合日本イラストレーション協会 (第2回検討会資料から抜粋)

- フリーランスへの発注控えにつながらないことが最も重要である。1回数日、1～3か月程度の短期的な請負契約の受注機会を減らすことがないようにしていただくとともに、それを超える長期案件については安心して取り組めるようなものとしていただきたい。

全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会 (第2回検討会資料から抜粋)

- 特定業務委託事業者に対する禁止事項行為の規制徹底が本条の趣旨であるのなら、厳格な運用が不可欠
⇒規制対象となる業務委託期間は短い方が良いのではないのでしょうか

2. 本検討会におけるヒアリングでの御意見等（概要）



② 禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間（法第5条第1項柱書）

全国建設労働組合総連合（第3回検討会資料から抜粋）

- 建設業法上は、期間（工期）が1日であっても請負契約の締結が必要となるため、建設業の一人親方は建設業法を適用すべきと考える。

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会（第3回検討会資料から抜粋）

- アプリに登録（基本契約を締結）したものの実際の配達（個別契約）をしない配達員や、長期間配達を中断しているもののアカウントだけ保持する者も多い。そのような配達員については、「継続的業務委託」の趣旨に適さないことから、追加の義務を課さない方向で検討いただきたい。登録だけして稼働していない配達員は約7割に上り、人数規模的にも非常に大きなものとなっている。

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク（第3回検討会資料から抜粋）

- 現時点での強い意見はない。

2. 本検討会におけるヒアリングでの御意見等（概要）



② 禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間（法第5条第1項柱書）

一般社団法人ITフリーランス支援機構（第4回検討会資料から抜粋）

- 案件により様々である。年単位での長期契約もあれば、数日～数週間の単発契約も存在する。
- エージェントを介した取引（略）の場合、6か月～1年程度は短期とはみなさない傾向がある。
- 案件内容やパフォーマンス次第でもあり、一概に長期的な契約期間を明示することは難しい。

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会（第4回検討会資料から抜粋）

- 競技スポーツ分野も健康増進（フィットネス）分野も基本的には1年契約が多いが、競技スポーツ分野においては、オフを除いた1シーズン（6ヶ月～10ヶ月）の契約や、オフシーズンのみの契約1ヶ月～3ヶ月や、強化合宿時等特定の期間（2～3週間）のみといった契約もあります。
- 最低でもひと月以上からとするのが望ましいと思われます。（略）年間契約の場合には、書面で条件を交わすことが多く、よりトラブルが起きやすいのは短期の契約となります。

協同組合日本脚本家連盟（第4回検討会資料から抜粋）

- 作品によって単発・連続と多様な業務委託期間がある
- 視聴率や出演者等の事情により、短期間で打ち切られるケースもある
- 「業務委託の期間（政令で定める期間以上の期間）」については、作品によっては単発・短期間で業務が完了する場合がありますので下請法同様、不要だと考える

2. 本検討会におけるヒアリングでの御意見等（概要）



- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

協同組合日本イラストレーション協会（第2回検討会資料から抜粋）

- ・ フリーランス自らが受注者にも発注者にもなりうることから、安価、小規模な案件は、双方合意のもと、SNS等を用いた簡易なやり取りで足りるようにすべき。

全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会（第2回検討会資料から抜粋）

- ・ 明示方法として、Eメール（SMS）やLINE等のSNS、チャットなど幅広いツールの利用を検討する

全国建設労働組合総連合（第3回検討会資料から抜粋）

- ・ （略）建設業法に準拠した電磁的方法が適切と考える。

- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会（第3回検討会資料から抜粋）

- （略）電磁的方法による明示には、チャットやアプリにおける表示など、柔軟な方法を認めて頂きたい。
上記の表示について、（略）ファイルとしてダウンロードできないものであっても、携帯端末等の機能でスクリーンショットを取ることができ、またアプリ等にアクセスすれば確認することができる場合は、電磁的方法による明示に該当すると認めて頂きたい。
- フリーランスの求めに応じて書面を交付しなければならない義務の目的は、インターネットを使えないまたは使い慣れていない特定受託事業者の保護と理解しており、そもそもフードデリバリーのように、オンライン上の受託が前提となっている業務の場合には、（略）除外事項としてのただし書き「フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」において明示いただきたい。

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク（第3回検討会資料から抜粋）

- 明示方法としては実態を反映して幅広いツールを認めて頂くことが望ましい。

- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

一般社団法人ITフリーランス支援機構（第4回検討会資料から抜粋）

- 明示方法について、再委託の場合はメール・書面が多く、電子契約も増加傾向にある。

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会（第4回検討会資料から抜粋）

- 書面もしくは電子書面（PDF等）での契約書という形態が望ましいが、メールの文面などで最低限必要な項目が双方の記録に残る形で提示されれば、それでも可とすべきかと思えます。LINE（ライン）などは後から相手方の記録を削除できるため、不向きであると思われます。SNSは運営会社により仕組みが変わる可能性があるため対象とはせずに、メールなどで一度送ったら変更できない仕組みを利用して提示することが必要と思われます。

その他本法の運用に関する意見等

全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会（第2回検討会資料から抜粋）

- 運送業界では多重下請問題が蔓延しており（略）、営業力の弱いフリーランスが安価な金額で業務を受託するケースが少なくありません。従ってこうした行為を抑制するための施策の検討を強く要望いたします。

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会（第3回検討会資料から抜粋）

- フードデリバリーでは、特定受託事業者の帰責性なく、注文者や飲食店の都合で注文がキャンセルになってしまう事例がごく稀にある。請負の性質を持つ契約で仕事が完了していないため、上記の原則に基づき、当初予定された報酬額が支払われなくても、5条1項2号により禁止される報酬減額にはあたらないとの理解でよろしいか。（略）また、費やされた労力がわずかであると認められることを前提に、（略）このような契約の途中解除が特定受託事業者の利益を不当に害する給付内容の変更（5条2項2号）にあたるものではないと言えるか、明示して頂きたい。
- （略）フリーランスに対する報酬についても、電子マネーでの支払が認められる旨を示して頂きたい。
- 下請法の運用においては、（略）違反行為を自発的に申し出たうえ、必要な措置を講じている親事業者については、公正取引委員会による勧告の対象から除外することとされている。また、独占禁止法においては、（略）確約手続が設けられている。本法においても、違反（被疑）行為に対する法執行について、これらと同様又は類似の措置を設けることを検討して頂きたい。
- 下請法、独禁法その他の法律との適用関係については、発注事業者、フリーランス双方にとって分かりやすい形で明確化して頂きたい。

その他本法の運用に関する意見等

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク (第3回検討会資料から抜粋)

- 下記のような行政のサポートが必須となると考える。
制度のわかりやすい周知、特にクリエイティブ業務において当初において決めがたい部分の現実的な運用を知りたいと思った時に行政の信頼できる、デザイン的にもわかりやすい情報にアクセスできること
気軽に相談できる相談窓口（電話・チャット）の整備 など

協同組合日本脚本家連盟 (第4回検討会資料から抜粋)

- 下請法とフリーランス新法について、発注者が有利になるような選択ができないように適用法の明確性が必要
- 著作権法には著作者人格権として同一性保持権（無断で著作物を改変されない権利）が規定されているが、無断で脚本を改変されたり、著作者人格権を行使しないことを約束させられたりするケースがある
- 動画配信サービス事業者等が、脚本家に脚本執筆を委嘱する際、安価な脚本料と引き換えに著作権の買い取り（バイアウト）を迫る事例が頻発している
- 親事業者（放送局等）の下請事業者（映像制作会社等）から脚本家への発注の場合、下請事業者から提示される条件は親事業者の指示による場合が多く、資金面も含め下請事業者は交渉相手たり得ない

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



① 業務委託した際に明示しなければならない事項（法第3条第1項）

✓ できるだけ簡素なものとしている／できるだけ簡素なものにした方がよいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 中小・小規模事業者に負担となり、フリーランスに対する発注控えが懸念されるため、規制対象を限定してほしい。（業種横断的な団体）
- 現在明示している事項としては、「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等程度である。（運送業界）、（その他）
- 業務委託の内容によって様々な明示事項が想定されるが、下請法より簡素なものや個々の取引に柔軟に運用できるものにしてほしい。（映画・放送・アニメ業界）
- 明示事項については現状強い意見はなく、あらゆる職種に当てはまるような最低限度の内容であれば問題ない。（その他）

《特定業務受託事業者の立場からの実態・意見》

- 発注側は、発注側に都合のいい内容を明示した契約書への合意をフリーランスに迫ってくることもあり、何を明示事項とするかは慎重になるべき。特に著作権について、不利な契約書を示されサインをしてしまうことがあり、これを防ぐことは大きな課題である。（出版・イラスト・漫画業界）

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等 (詳細)

① 業務委託した際に明示しなければならない事項 (法第3条第1項)

✓ できるだけ充実させている／できるだけ充実させた方がよいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 法定事項のほか、機密保持や再委託の可否、業務内容の変更、契約解除、知的財産権に関する事項などを明示している。(業種横断的な団体)、(IT業界)
- 実態として、通常時の工事請負契約書には、「請負金額・工期・代金の支払時期等」を記載したものが多く、平面図と立面図の添付は最低限であり、詳細な断面図や仕様書があればなお良い。(建設業界)
- 法定事項のほか、著作権や隣接権などの権利に関する条項、キャンセルポリシー、守秘義務、反社会勢力の排除条項などを明示している。(映画・放送・アニメ業界)
- 法定事項のほか、契約期間、報酬の計算の仕方などを明示している。(その他)

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 法定事項のほか、交通費、欠勤時の対応や違反規則、報酬の変動の有無、契約期間等が明示されると良いと思う。(スポーツ業界)
- 発注者及び役務提供者それぞれの連絡先や特別加入団体、労働災害等の責任者、インボイス登録の有無等、詳細な情報を明記してほしい。(芸能業界)
- 法定事項のほか、納期、諸経費の扱いなどが明示されると良いと思う。(出版・イラスト・漫画業界)

① 業務委託した際に明示しなければならない事項 (法第3条第1項)

✓ 下請法に対応している／下請法上の義務と揃えてほしいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 下請法適用取引や建設業法適用取引では、これらの法に基づく必要記載事項を網羅して明示しており、それ以外の取引においても、基本的には上記内容に準じて主要な取引条件を明示している。(IT業界)
- 工期・場所・報酬は最低限の明示事項であり、また、下請法に基づき交付する書面と同内容であれば、業法等の慣習に従えば対応が可能である。下請法の範囲を超えて現在明示している事項としては、瑕疵担保責任や守秘義務がある。(建設業界)
- 「未定」とされている事項がある書面もあるのが現状であるが、下請法に基づき交付する書面と同内容であれば分かりやすい。(映画・放送・アニメ業界)
- 業務委託契約においては、業務委託先がフリーランスであるか否かにかかわらず下請法第3条の要件を満たす発注書面のひな形を利用しており、下請法に基づき交付する書面と同内容とすればよい。なお、現状では、その他の事項として、振込手数料、検査日数、リテイク対応、著作権の所在を明示しているところである。(映画・放送・アニメ業界)
- 下請法と整合的で分かりやすいものであれば、現場の混乱は抑えられると思う。(出版・イラスト・漫画業界)

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



① 業務委託した際に明示しなければならない事項（法第3条第1項）

✓ 業界で活用しているひな形がある／業界で活用しているひな形と揃えてほしいとの意見

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 文化庁が策定している、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を参照してほしい。（芸能業界）
- 団体協約を活用しているところ、その協約書に規定されている事項は明示事項に含めてほしい。（芸能業界）
- 業界内の発注事業者が示しているひな形がよくできており、これと同程度の内容であれば問題ない。（出版・イラスト・漫画業界）

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等 (詳細)



① 業務委託した際に明示しなければならない事項 (法第3条第1項)

✓ 知的財産権の帰属に関する実態／意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 二次利用の範囲や権利料等、作品の二次利用に関する事項を明示している。(出版・イラスト・漫画業界)

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 実演家は作品の二次使用料の支払を希望しているところ、作品の二次使用料に関する事項は特に明示してほしい。(芸能業界)
- 二次利用の範囲や権利料等、作品の二次利用に関する事項を明示してほしい。(芸能業界)、(出版・イラスト・漫画業界)
- 著作権の帰属については明示してほしい。(出版・イラスト・漫画業界)

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



① 業務委託した際に明示しなければならない事項（法第3条第1項）

✓ やり直し等に関する実態／意見

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- やり直しの範囲や具体的な拘束時間は発注時に明示すべき。（芸能業界）
- やり直しの範囲について明示してほしい。（出版・イラスト・漫画協会）

✓ 解約時の取扱いに関する実態／意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 発注先が確認しているのかは不明だが、中途解除の場合の補償期間や反社条項など、基本的な業務委託の条項は、発注時に明示している。（映画・放送・アニメ業界）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 契約書がそもそもないことは別にして、制作が中止になった場合の報酬の支払は明示してほしい。（映画・放送・アニメ業界）
- 契約変更・解約時の費用の負担・支払について、発注時に明示すべき。（出版・イラスト・漫画業界）、（芸能業界）

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



① 業務委託した際に明示しなければならない事項（法第3条第1項）

✓ その他本項目の運用に関する実態／意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 基本契約において一般的な条項を、個別契約において具体的な条項を示している。（IT業界）
- 基本契約において、業務内容、知的財産権、解約・キャンセル事由などを明示し、個別契約において、報酬額、稼働場所、稼働想定時間／時刻を明示している。（運送業界）
- 業界全体として、製作途中や後半での内容変更が多いため、事前に上流の広告主・広告会社から契約内容やスケジュールが示されていない実態があるところ、下流のフリーランスへ書面を提示することができるのか心配である。現在、フリーランスに明示する事項としては、多くの場合、撮影日、実施場所、報酬額である。（映画・放送・アニメ業界）
- 正確な終了時間や具体的な報酬額は業務委託時に明示することは実務上難しく、現在明示している事項としては、公演場所や、会場入り時間、大まかな終了時間、守秘義務がかかる際はその旨である。（芸能業界）
- 雑誌の出版では、カメラマンやライターに口頭で発注することが多い。（出版・イラスト・漫画業界）

① 業務委託した際に明示しなければならない事項 (法第3条第1項)

(前ページから続く)

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 報酬の明示はないが、賞金の一定割合が報酬となる慣習であるところ、報酬について明示するようになることで、報酬が当該慣習による相場より低くなることを懸念している。(スポーツ業界)
- 上流において制作費の総額が曖昧なまま発注されることや、役務提供時には報酬が決まっていなかったが多いため、芸能実演家のほとんどは事前に報酬額が分からない実態がある。(芸能業界)
- 口頭でのやり取りが商慣行として根付いているのが現状であり、書面で契約ができるようになればうれしい。(芸能業界)
- 書面に残すようになることで、発注者の用意した条件での契約を強いられ、実演家に不利な内容が残ってしまうことをおそれている。(芸能業界)
- 役務提供時には報酬が決まっていなかったも多く、事後的に報酬が決定することもある。(芸能業界)

《業務委託事業者(特定業務委託事業者を除く)かつ特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 事業規模にかかわらず同じレベルの明示義務を求められても、実際には難しい。(芸能業界)

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等 (詳細)



② 禁止事項 (法第5条) の規制対象となる業務委託の期間 (法第5条第1項柱書)

✓ 「政令で定める期間」の設定に関する意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 期限のない基本契約を締結しているが、個別具体的な発注を受注するか選択的な業種では、個別具体的な受発注が生じないフリーランスもいるので、基本契約の期間を基準にするのは取引実態と乖離する。(運送業界)
- 契約期間は、レギュラー番組か単発番組か、また、職種によっても異なるため一概には言えないが、単発のものが含まれると継続性の意味合いが変わってきてしまうのではないか。(映画・放送・アニメ業界)
- 「政令で定める期間」は、実期間でいうと3か月くらいかと思う。(その他)
- 法第5条に規定されている禁止事項は、現状、相手方がフリーランスか否かにかかわらず行っていない。相手方がフリーランスであることを理由に通常取引と異なる意識が必要になることは好ましくないため、今後の運用も、フリーランスか否かにかかわらず一律の対応をとることを考えている。(その他)

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 期間の設定によりこの法律の中核の規定である禁止事項の規定が適用されない取引が多数生じてしまうならば、新法制定の意義が半減してしまうと考えるため、3～6か月では長いと思う。(出版・イラスト・漫画業界)

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



② 禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間（法第5条第1項柱書）

✓ どの程度の期間の業務委託をしているかは様々である

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- おおむね1か月以上3か月未満の契約が多数派で、次いで6か月以上1年未満、3か月以上6か月未満と続く。少なくとも、6か月以上の契約期間でないと長期的な関係とはいえないのではないかと。（業種横断的な団体）
- 発注者が個人の場合は単発の契約が多いが、自治体や企業からの発注は1年くらいの継続も多い。（その他）
- 契約期間は業務内容で異なり、最短で1か月、最長で1年以上などがあり、発注元に常駐する場合もある。（IT業界）
- システム開発では、おおよそ1案件につき3か月から1年程度の期間となる。プロジェクト単位だと数年の契約になることもある。（IT業界）
- 業務内容によって契約期間は様々であり、定まっていない。（IT業界）
- 作業期間は現場の大きさによって異なるが、小さいものであれば2か月、大きいものであれば4か月程度で単発の請負契約が基本となる。同じ工務店と継続的に取引している一人親方などは、月給形式で報酬の支払を受けていることがある。（建設業界）
- 基本契約を1年間で締結し、その間コンスタントに個別の業務を行うことが多い。基本契約を締結しない単発の発注もある。（スポーツ業界）

② 禁止事項 (法第5条) の規制対象となる業務委託の期間 (法第5条第1項柱書)

(前ページから続く)

- 映画製作においては、「準備・撮影・仕上げ」の各過程を各部署が担当しており、他部署の業務を担当することはない。作業期間は作品や各部署により1か月以内から数年と様々である。(映画・放送・アニメ業界)
- 職種や制作方法によるので契約期間は一概には言えないが、納期まで30日以上ある発注は少ない。(映画・放送・アニメ業界)
- 発注形式は、「作品単位、期間単位、作業単位」など様々であり、30日以内の納期の発注が多い職種もある。制作会社がフリーランスに対して拘束料を支払って、特定の業務や特定の会社に専念(完全拘束)、優先(半拘束)してもらうことがある。(映画・放送・アニメ業界)
- 職種やいつの期間、どのように関わるかにより変わってくる。(映画・放送・アニメ業界)
- 舞台やテレビのスタッフは、数日から数か月単位の期間で単発の発注があり、トラブルがなければ次の発注がある。(芸能業界)
- 本の出版に係る発注においては、「著作物を完成させる」という請負契約に近く、完成まで3か月程度かかる本もあれば、10年から20年かかる本もある。連載ものの契約形態は把握していない。(出版・イラスト・漫画業界)
- 出版社からのカメラマンやイラストレーターへの発注はスポット的なものが多く、シリーズもの場合は、完結するまで長期的な発注をすることもある。(出版・イラスト・漫画業界)
- 定年等の事情で退職した元営業職員へ営業業務を委託する際の契約期間は、会社ごとに異なっている。(その他)

② 禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間（法第5条第1項柱書）

（前ページから続く）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 映画やドラマのような仕事では長期にわたることが多く、CMや企業PVなどの仕事、テレビドラマの予告編の作業などでは1日の契約もある。照明や美術などは、撮影期間の前にも当然準備が必要であるが、いつからが拘束期間とされるのかはまちまちである。（映画・放送・アニメ業界）
- 声の出演の場合は時間単位、映画の場合は数日から数か月、舞台の場合は旅公演を含むと断続的に数年にわたる場合もある。（芸能業界）
- 芸能分野において、業務の本番は1日未満から1年程度まで幅広く、別途リハーサルや宣伝の期間があることに加え、準備のための時間が大量にかかる。（芸能業界）
- 3時間程度から数日間、1か月程度まで様々である。（芸能業界）

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等 (詳細)

② 禁止事項 (法第5条) の規制対象となる業務委託の期間 (法第5条第1項柱書)

✓ 業務委託の期間は1か月未満が多い

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- フリーランスへの業務委託は単発のものが大半であり、一定期間継続するような取引はそれほど多くない。(業種横断的な団体)
- 大工の契約期間は、新築の施工の場合は1か月、リフォームの場合はもっと短いことが多く、その間は継続的に稼働している。(建設業界)
- 1日～数日の短期間かつ単発の発注を月間・年間を通して繰り返し行っている。基本契約は締結していないのが現状だが、仮に基本契約が締結されるようになって、「契約期間」は基本契約ではなく個別契約で見るのが望ましい。(芸能業界)

✓ 業務委託の期間は1か月～3か月程度が多い

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- フリーランスは主力ではなく、2か月程度の繁忙期にのみ発注されることが多いように思われる。(運送業界)

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



② 禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間（法第5条第1項柱書）

✓ 業務委託の期間は3か月～1年程度が多い

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 契約期間は様々であるが、契約期間は1シーズンや1年契約が多いと思う。（スポーツ業界）

✓ 業務委託の期間は1年より長期が多い

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 期間の定めのない基本契約を締結し、都度個別発注が行われている。（運送業界）
- 代理店に営業業務を委託する際の契約期間は「1年」で、その後は自動更新している。（その他）

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

✓ 電磁的方法は使用していない／できるだけ書面による明示が望ましいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 書面で契約している。（IT業界）、（運送業界）、（その他）
- この業界では、業務内容として示す仕事が多いため書面契約がほとんどである。最近は電子契約ツールを利用することも増えてきた。（IT業界）
- 実態としては、契約書での契約がほとんどを占め、口頭で契約しているのは15%程度である。（建設業界）
- 下請法対象取引については書面を交付している。その他の取引の場合は、最近はメールが多いが、口頭の場合もある。（映画・放送・アニメ業界）
- 現在は書面が多い。エビデンスの取り方が難しいことからSNSの活用は望ましくないと思われ、クラウドベースがよいのではないか。（映画・放送・アニメ業界）
- 本の出版での契約は書面で行うことが多いが、契約書の締結は事後的に行うこともある。なお、電子書籍は書面、雑誌は口頭での発注が多い。（出版・イラスト・漫画業界）

3. 事務局が実施したヒアリングでの御意見等（詳細）



③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）

④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）

⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

（前ページから続く）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 著作権が絡んでくる職種は契約書を締結しているが、職種によっては契約書がないケースも多い。（映画・放送・アニメ業界）

✓ メールを利用している／メールによる明示を認めてほしいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 口頭（電話、対面など）かメールで行われている。（スポーツ業界）
- フリーランスは書面を嫌がる方も多いため、メールはよく使われている。（映画・放送・アニメ業界）
- メールでのやり取りも普及している。（芸能業界）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 書面が望ましいが、メール等、文字で残るものであればよい。（芸能業界）

- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

✓ SNS等のアプリを利用している／SNS等のアプリによる明示を認めてほしいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 基本契約が書面なのに対し、個別発注はメールかLINEなどのアプリが多い。（運送業界）
- 現在は、アプリにてアカウント登録をする際に基本契約書が表示され、オファーの際に個別契約の取引条件が表示される運用をしている。（運送業界）
- 書面が多いが、施工会社同士のやりとりはLINEも増えてきている。（建設業界）
- 発注伝票が基本だが、細かい内容はメールやSNSも活用している。（映画・放送・アニメ業界）
- 現状は、SNSやLINEを使っていることが多い。トラブルにつながらないように記録が残ればよい。（映画・放送・アニメ業界）
- 大規模な事業者ほど書面で、小規模な事業者ほどメール又はLINEで行われている。（芸能業界）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 電話、メール、LINEでのやり取りが主流である。（芸能業界）
- 実際のやりとりはLINEで行うことが多い。（芸能業界）

- ③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法第3条第1項かっこ書）
- ④ 書面交付請求があった際の交付方法（法第3条第2項本文）
- ⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法第3条第2項ただし書）

✓ その他のツールを利用している／その他のツールによる明示を認めてほしいとの意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 契約書としてクラウドサイン等のSaaSを用いるところもある。契約書とは別途、メールやメッセージングアプリで取引条件の明示を行う企業もある。（業種横断的な団体）
- 書面（契約書・発注書）を交付又はメールに添付するか、オンライン発注システムを使うことが多い。（IT業界）
- 会員サイトの各会員ページでの明示を認めてほしい。（その他）
- 取引条件は代理店のマイページで閲覧できるようにしているので、紙又は電磁的方法が認められていけば問題はない。（その他）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 文化庁の著作権契約書作成支援システムのような、インターネット上で作成し、プリントアウトもできるツールが望ましい。（芸能業界）

⑥ 再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項（法第4条第3項）

✓ 明示事項に関する意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- 元委託者から60日以内に支払われない場合も多いので、法第4条第3項の規定はありがたい。明示事項としては、法律で例示されている①再委託である旨、②元委託者の氏名又は名称、③元委託業務の対価の支払期日の3点だけで十分だと思う。この3点だけでも発注先のフリーランスが困ることはないと思う。（芸能業界）
- 元委託者との間の契約は、契約書ではなく口約束であることも多い。明示事項を検討するに当たっては、このような実態があることにも配慮してほしい。（芸能業界）

⑥ 再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項（法第4条第3項）

✓ 本項目の運用に関する意見

《特定業務委託事業者の立場からの実態・意見》

- フリーランスを活用する場合、他人から受けた仕事の一部をフリーランスに再委託するケースがほとんどである。発注元からの支払遅延によりフリーランスに対する報酬の支払に時間がかかることがあるが、通常、中間の事業者が立て替えてフリーランスに支払っている。（IT業界）
- 様々な荷主から依頼された配送業務を再委託しているところ、それらの支払期日を一本化しているため、再委託の場合の例外的な支払期日の規定は使いにくいかもしれない。（運送業界）
- 発注者からの支払が遅いことが多いが、配達員には迷惑を掛けることができないので、運送業者が完全に立て替える形になっていることが多い。（運送業界）
- 支払に時間がかかる場合で、最も多いのは、出資者から制作プロダクションへの支払が遅れた場合、立て替えることができずに待たせてしまうということはある。（映画・放送・アニメ業界）
- 業法で禁止されているので、個人代理店から別の個人代理店に再委託することはない。（その他）

《特定受託事業者の立場からの実態・意見》

- 再委託契約において、中間の事業者から支払がなされなかった場合に、元委託者に何らかの責任を負わせられないか。（出版・イラスト・漫画業界）